

14 東京都都税事務所一覧表

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

都税事務所	郵便番号	所在地	最寄交通機関	償却資産班 電話番号
千代田	101-8520	千代田区内神田 2-1-12	J 地下鉄 神大 手 田町	03 (3252) 7153
中央	104-8558	中央区新富 2-6-1	J 地下鉄 八新 丁 堀町	03 (3553) 2169
港	106-8560	港区麻布台 3-5-6	バス 地下鉄 麻布台ヒルズ 神谷	03 (5549) 3814
新宿	160-8304	新宿区西新宿 7-5-8	J R 新大 久 宿保	03 (3369) 7168
文京	112-8550	文京区春日 1-16-21	地下鉄 春後 楽 日園	03 (3812) 3423
台東	111-8606	台東区雷門 1-6-1	地下鉄 田原 町草	03 (3841) 1926
墨田	130-8608	墨田区業平 1-7-4	東武スカイツリーライン とうきょうスカイツリー	03 (3625) 5023
江東	136-8533	江東区大島 3-1-3	地下鉄 西大 島	03 (3637) 7133
品川	140-8716	品川区広町 2-1-36	J R 東急大井町線 大井 町明	03 (3774) 6682
目黒	153-8937	目黒区上目黒 2-19-15	東急東横線 中目 黒	03 (5722) 9074
大田	144-8511	大田区新蒲田 1-18-22	J R 東急池上線 蒲 蓮 田沼	03 (3733) 2426
世田谷	154-8577	世田谷区若林 4-22-13	東急世田谷線 松陰神社前 世田谷区役所入口	03 (3413) 7125
渋谷	151-8546	渋谷区千駄ヶ谷 4-3-15	J 地下鉄 代々 木道	03 (5422) 8554
中野	164-0001	中野区中野 4-6-15	J R 新井中野通り	03 (3386) 1118
杉並	166-8502	杉並区成田東 5-39-11	J 地下鉄 阿佐ヶ 谷	03 (3393) 1180
豊島	171-8506	豊島区西池袋 1-17-1	J 地下鉄 池 袋	03 (3981) 1647
北	114-8517	北区中十条 1-7-8	J R 十 十 条	03 (3908) 1180
荒川	116-8586	荒川区西日暮里 2-25-1	J R 成 線 日 暮 里	03 (3802) 8121
板橋	173-8510	板橋区大山東町 44-8	東武東上線 地下鉄 大板橋区役所前	03 (3963) 2436
練馬	176-8511	練馬区豊玉北 6-13-10	西武池袋線 地下鉄 練 馬	03 (3993) 2034
足立	123-8512	足立区西新井栄町 2-8-15	東武伊勢崎線 東武大師線 西 新 井	03 (5888) 6324
葛飾	124-8520	葛飾区立石 5-13-1	バス 成 線 葛 飾 区 役 所 京 成 立 石	03 (3697) 8853
江戸川	132-8551	江戸川区中央 4-24-19	バス J R 江戸川区役所前 新 小 岩	03 (3654) 2163

◎主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) では、各都税事務所までの交通手段や地図を掲載しています。都税事務所までお越しになる際は、ご利用ください。

令和 6 年度

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

提出期限 令和6年1月31日(水)

提出・お問い合わせは
資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班へ！
※法人事業税等に係る都税事務所の所管区域とは異なります。(裏表紙参照)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

主税局イメージキャラクター
のうぜい・ノンちゃん

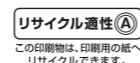
/// お知らせ ///

- 償却資産の申告は、簡単・便利な電子申告（eLTAX）をぜひご利用ください。詳しくは8ページをご確認ください。
- 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いいたします。
- 東京都主税局ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。詳しくは2ページをご確認ください。

→ [東京都主税局 償却資産](#) [検索](#)

- 申告書のご提出の前には、23 ページも併せてご利用ください。

東京都主税局
都税事務所



都税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、償却資産の所在する区にある都税事務所（裏表紙をご覧ください。）にご提出ください。

《 目 次 》

1 償却資産とは	3
2 申告から課税までのながれ	5
3 償却資産の申告について	6
4 申告の方法について	8
5 税額等の算出方法について	10
6 一般方式による申告書等の記入方法	12
7 電算処理方式により申告される方へ	18
8 個人番号・法人番号の記入について	20
9 非課税・課税標準の特例・減免等	21
10 国税の取扱いとの主な違い	22
11 申告内容の確認調査について	22
12 過年度への遡及等について	22
13 申告対象となる主な償却資産（業種別）・申告書のご提出の前に	23
14 東京都都税事務所一覧表	裏表紙

東京都主税局ホームページのご案内 <<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>>

○固定資産税（償却資産）のページの検索の仕方

東京都主税局 償却資産

検索

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak_sis.html>



トピックス

申告書・申請書様式のページへ

…償却資産申告書等の各様式のダウンロード

※控が必要な場合は、コピーしてくださるようお願いいたします。

償却資産と家屋の区分表

…償却資産と家屋の詳細な区分表のダウンロード（PDF形式）

償却資産の軽減制度について

…償却資産にかかる非課税・課税標準の特例・減免



（この手引きは令和5年9月末現在において作成しております。）

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 [本ページ「(3) 償却資産と家屋の区分」をご参照ください。]
2 機械及び装置	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3 船舶	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）等
6 工具、器具及び備品	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 業種別の償却資産については、23ページをご参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、4ページ＜償却資産と家屋の区分表＞をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等^(※)が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

(※)「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

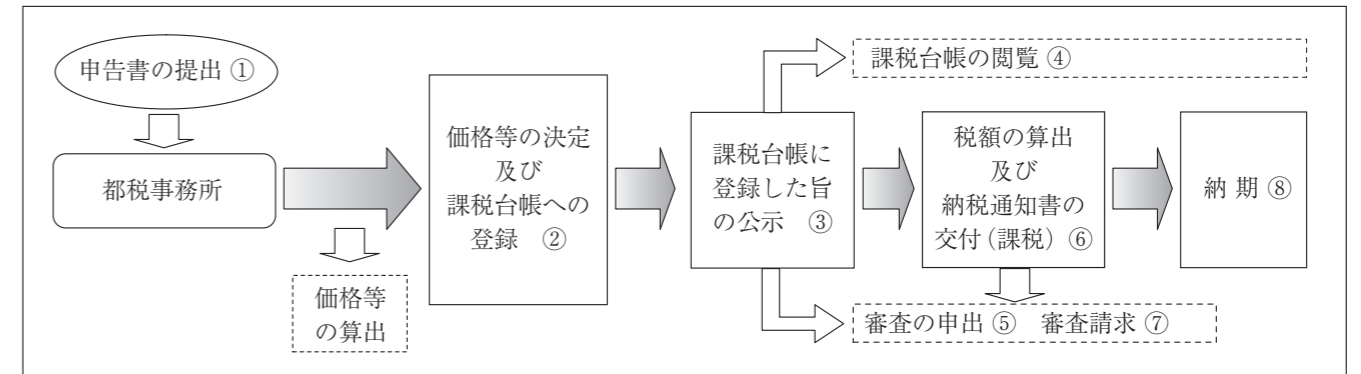
※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯等		◎			◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎			◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○			◎
	監視カメラ (ITV)	受像機 (テレビ)、カメラ			◎		◎
配線設備	配管・配線等		○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
呼出表示設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○		◎	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		◎		◎	
衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式		○		◎	
	駐車場設備	機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等			◎		◎
		工場用ベルトコンベア			◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎
		工事一式 (門・塀・緑化施設等)			◎		◎

さらに詳しい区分表を、主税局ホームページに掲載しています。区分表のダウンロードについては、2ページをご参照ください。

こちらは東京都 (23区) の取扱いであり、自治体によって取扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

2 申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日 (1月1日) 現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、都税事務所において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって東京都固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 税額の算出及び納税通知書の交付 (課税)

下の算式により税額を算出し、**6月上旬**に納税通知書を交付します。

【税額 = 課税標準額 × 税率 [100分の1.4]】

なお、**価格等の算出の結果、課税標準額が150万円 (免税点) 未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。**

⑦ 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。

⑧ 納期

通常4回の納期に分けて納めていただくことができます (令和6年度 東京都23区の場合)。

第1期	令和6年 7月 1日 (月)
第2期	令和6年 9月 30日 (月)
第3期	令和6年 12月 27日 (金)
第4期	令和7年 2月 28日 (金)

3 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
 - イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
 - ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
 - エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
 - オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
 - カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外○名）」という共有名義でご申告ください。申告書の記入については、12ページ<1住所・2氏名>及び<3個人番号又は法人番号>並びに13ページ<18備考（添付書類等）>キをご参照ください。）
 - キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- ※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。なお、「該当資産なし」で既に申告している方で増加資産がない場合は、翌年度以降の申告は不要です。
- ※ 廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班にご提出ください。

- ※ 法人事業税等に係る都税事務所の所管区域とは異なり、所在地ごとに提出が必要です。
- ※ 複数の区に償却資産を所有されている方は、資産所在区の都税事務所ごとに1通ずつご提出ください。
- ※ 同一区内に複数の資産所在地（本店・支店等）がある場合も、申告書等は1通にまとめてください。
- ※ 電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

(3) 申告書等の提出期限

令和6年1月31日(水)です。

- ※ 受付開始日は令和6年1月4日（木）になります。
- また、期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。電子申告（eLTAX）または郵送での提出に、ご協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（例）・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産・国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第42条の10）

注：カ及びキについては、7ページ<参考>をご参照ください。

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの
注：エ及びオについては、本ページ<参考>をご参照ください。

<参 考>

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（*1、*4）	申告対象外			
②	3年一括償却（*2、*4）	申告対象外			
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象 ※申告いただく方はP6(1)参照	
④	中小企業特例（*3、*4）	申告対象			
⑤	個別減価償却（*5）	申告対象			

- (*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項
- (*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- (*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- (*4) 上記①・②・④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。
- (*5) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条第1項）。

ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び東京都都税条例第137条の規定により、過料を科されることがあります。
また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

4 申告の方法について

(1) 申告書(申告データ)等の提出方法

<書類による申告書等の場合>

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、申告先の各都税事務所の償却資産班に提出していただく方法です。各都税事務所の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

- ※ **申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いいたします。**
- ※ 東京都で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、用紙のサイズはA4にしていたき、都税事務所から送付した申告書を添付してご提出くださるようお願いいたします。

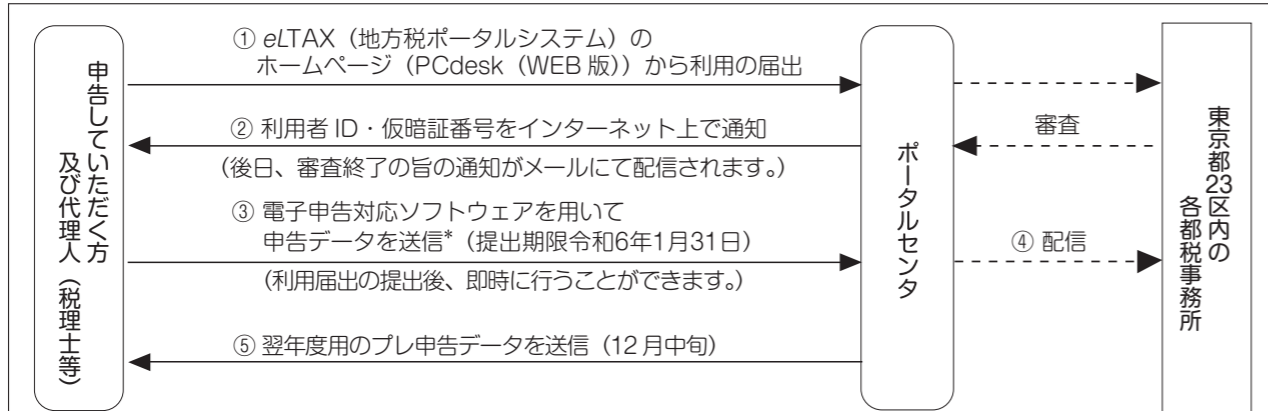
「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、主税局ホームページからダウンロードできます。書類での様式が必要な場合は、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。様式を送付いたします。(連絡先：裏表紙「14 東京都都税事務所一覧表」参照)

<電子申告による申告データ等の場合>

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の各都税事務所に配信されます。

- ※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAXのホームページ(PCdesk(WEB版))から利用の届出を行う必要があります。

◎電子申告のながれ(利用届出から申告データの送信まで)



*「全資産申告(電算処理分)」で申告いただいた場合、翌年度用のプレ申告データ送信時に種類別明細書データが送信されませんのでご注意ください。なお、種類別明細書データが必要な場合は、申告書データの備考欄に「種類別明細書の送信希望」と記入してください。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXホームページをご覧ください。eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。なお、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせする前に、まずは「よくあるご質問」をご確認ください。

地方税共同機構

eLTAX ホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>
 eLTAX ホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>
 eLTAX ヘルプデスク 電話：0570-081459
 [9:00～17:00 受付(土・日・休祝日、年末年始を除く)]



(2) 申告方式(申告区分)

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、都税事務所で行います。電子申告による提出の場合は、申告区分「増加資産/減少資産申告」等により、申告してください。

イ 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。電子申告による提出の場合は、申告区分「全資産申告書(電算処理分)」等により、申告してください。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(3) 提出書類(提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書 別表1 増加資産・全資産用	種類別明細書 別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*2		
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方		○	○*3		○
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方			○	○*6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方	○*5		○		
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		

- *1 種類別明細書(減少資産用)を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。
- *2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄に「増減なし」と記入してください。
- *3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄にその旨(「令和5年6月廃業」等)を記入してください。
- *4 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記入してください。なお、「該当資産なし」で既にご申告いただいている方で増加資産がない場合は、翌年度以降の申告は不要です。
- *5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、18ページ「7電算処理方式により申告される方へ」をご参照ください。
- *6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年数省令)の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。固定資産税(償却資産)においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくこととなります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

5 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left[1 - \frac{r}{2} \right]^*$ = 取得価額 × A	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ = 前年度評価額 × B

* 破線枠内の数値処理は、東京都の電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。

課税標準の特例(21ページ)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (100分の1.4)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

<計算例(概算)>

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、東京都の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和6年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年9月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000 \text{円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ (取得価額) = 2,508,300円 (令和6年度評価額)	
応接セット	令和4年11月	500,000円	8年	0.250	$500,000 \text{円} \times (1 - 0.250 \times 1/2) =$ (取得価額) 437,500円 (令和5年度評価額) $437,500 \text{円} \times (1 - 0.250)$ (前年度評価額) = 328,125円 (令和6年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	令和4年2月	1,655,300円	3年	0.536	$1,655,300 \text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ (取得価額) = 1,211,679円 (令和5年度評価額) $1,211,679 \text{円} \times (1 - 0.536)$ (前年度評価額) = 562,219円 (令和6年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)

1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。 3,398,000円 × 0.014 = 47,572円

100円未満を切り捨てます。 47,572円 → **47,500円(税額)**

6 一般方式による申告書等の記入方法

(1) 償却資産申告書の記入方法

- ◎ 住所、氏名、取得価額（前年前に取得したもの（イ）及び市（区）町村内における事業所等資産の所在地は、昨年までの申告に基づいて印字しています（令和5年11月20日時点）。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- ◎ 償却資産申告書への押印は不要です。

< 3 個人番号又は法人番号 >

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。「*」印字がされている方については、20ページをご確認ください。

< 1 住所・2 氏名 >

1 住所
住所（又は納税通知書の送達先）を記入してください。

2 氏名
償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。併せて、申告書右下にある「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

< 4 事業種目 >

事業の内容を具体的に記入してください（例：印刷業）。事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記入してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の額も記入してください。

< 5 事業開始年月 >

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記入してください。

< 取得価額 >

前年前に取得したもの（イ）
昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。

前年中に減少したもの（ロ）
（イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

前年中に取得したもの（ハ）
今回新たに申告いただく資産の取得価額を記入してください。

※申告もれや、移動により受け入れた資産については（イ）ではなく（ハ）に記入してください。

令和 6 年度

令和 6 年 1 月 25 日

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

東京都 新宿 都税事務所長殿

1住所 (フリガナ) 160-0023 新宿区西新宿2丁目8-1
2氏名 (フリガナ) ミヤコ カイ 都ビル3階
(又は納税通知書送達先) (電話 5321-XXXX)
3個人番号又は法人番号
4事業種目 (資本金等の額)
5事業開始年月
6この申告に回答する者の係及び氏名
7税理士等の氏名
(又は納税通知書送達先) (電話 5321-XXXX)
(フリガナ) エス・ゼット印刷株式会社
税務印刷
代表取締役 千代田太郎
(屋号 タックスプリント)

資産の種類	取得価額		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)
1 構築物	8 800 000	3 000 000	3 650 000
2 機械及び装置	18 335 766	9 521 246	17 974 500
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品	3 750 000		2 035 900
7 合計	30 885 766	12 521 246	23 660 400

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品			
7 合計			000

東京都主税局

< 6 この申告に回答する者の係及び氏名 >

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記入してください。なお、< 7 税理士等の氏名 > が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記入してください。

< 7 税理士等の氏名 >

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

< 8~14 短縮耐用年数の承認等 >

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

< 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 >

申告書の提出先と同一の区内にある事業所等の資産所在地を必ず記入してください。すでに印字されている方で、追加又は変更がある場合は、修正してください。

なお、紙面の都合上、方書きについての印字は省略していますが、追加又は変更がある場合は方書きも含めて記入してください。また、「外〇件」の部分について追加又は変更がある場合は、< 18備考 (添付書類等) > 欄又は別用紙 (任意様式) に記入してください。

< 16 借用資産 >

借用資産（リース資産、レンタル資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

< 17 事業所用家屋の所有区分 >

該当する方を○で囲んでください。事業所用家屋がある場合は、< 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 > 欄の該当番号を記入してください。

< 18 備考 (添付書類等) >

次のア〜クのような事項を記入してください。なお、書ききれない場合は、別用紙 (任意様式) に記入してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由 (商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

ウ 廃業または資産所在地を区外に移転した場合は、「令和5年6月廃業」等の付記 (法人化等に関連する新法人を設立している場合は関連法人名等の付記)

エ 前年中に資産の増減がなかった場合は、「増減なし」等の付記

オ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称

カ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名

キ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名 (個人番号又は法人番号の記入は不要です)。

ク その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

なお、償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」等の付記をお願いします。

第二十六号様式 (提出用)

* 所有者コード		CD	課税区分
事務所	氏名コード		
042	100004	0	0

7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	8
印刷業													短縮耐用年数の承認
(100 百万円)													有・無
昭和63年4月													9 増加償却の届出
経理課 中央 花子													有・無
(電話 5321-XXXX)													10 非課税該当資産
税理士 港 三郎													有・無
(電話 3220-XXXX)													11 課税標準の特例
													有・無
													12 特別償却又は圧縮記帳
													有・無
													13 税務会計上の償却方法
													定率法・定額法
													14 青色申告
													有・無

計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
9	4	5	000
2	6	7	89020
5	7	8	5900
4	2	0	24920

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 新宿区西新宿2-8-1
② 新宿区西新宿7-5-8
③ 外2件

16 借用資産 (有・無)

貸主の名称等
都屋リース株式会社
港区麻布台3-5-6
TEL 03-5549-XXXX

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有 借家)

18 備考(添付書類等)

2 令和5年10月3日に株式会社税務運送を吸収合併(適格合併)した。

7 令和5年11月2日に商号変更した。
(旧) エス・ゼット印刷 株式会社
(新) 税務印刷 株式会社

件数	一覽	宛名	納義	調マ	一品	0申	価格	入力	確認	税額
5										
14										

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

- ◎ 前年中に申告された方は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産(同期間中に移動又は除却した資産は除きます。)を記入してください。また、令和5年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記入してください。
- ◎ 当該都税務所に初めて申告される方は、令和6年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

< 資産の種類 >
資産の種類に記入する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

< 取得年月 >
年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」となります。ただし、「令和」の場合は印刷済のため記入不要です。詳しくは「年号」の注意書きをご参照ください。
年月は資産を取得した年月を記入してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

< 資産の名称等 >
20文字以内で記入してください。JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合には、類似の文字に置き換えて登録します。(例：Ⅱ→2)

< 令和 年度 >
今年度は、「6」と記入してください。

所有者の氏名又は名称		令和 6 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)						
税務印刷 株式会社		令和 6 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)						
行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額(イ)	耐用年数	
					年号	年	月			
30	40	41		80/81	84	85	87	89	100/101	
01		1	アスファルト舗装工事	1	4	18	4		3 650 000	10
02		2	オフセット印刷機	1	5	5	4		7 328 000	10
03	(記入しないでください。)	2	製本用機械	1	5	5	5		1 650 000	7
04		2	デジタル印刷機	1	4	19	9		8 996 500	4
05		6	応接セット一式	1	5	5	6		1 260 000	8
06		6	有機ELテレビ	1	5	4	6		375 900	5
07		6	ノートパソコン(PCV3)	1	5	4	11		400 000	4
08										
19										
20										
小計									23 660 400	

(注) 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)は、主税局ホームページからダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。

< 取得価額 >
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費用を含みます。)を記入してください。併せて、以下の点にご留意ください。
ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。
イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください(事業専用割合による取得価額のみは固定資産税の評価上、認められていません。)
ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。
エ 取得価額の算定に当たり、消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。

< 耐用年数 >
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください(中小企業特例を適用して損金算入した資産も同様です)。
なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

< 枚のうち 枚目 >
種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記入してください。

< 増加事由 >
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

「4 その他」を選択した場合は、摘要欄に具体的な内容を記入してください。

減価残存率	価額	※課税標準の特例		※課税標準額		増加事由	摘要	
		コード	率	十億	百万			千
0.	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
0.						1・2	適格合併による受け入れ	
0.						①・2		
0.						3・4		
0.						①・2		
0.						3・4		
0.						1・2	申告もれ分 H20改正前 10年	
0.						①・2		
0.						3・4		
0.						1・2	申告もれ分	
0.						③・4	R5.6 港区	
0.						1・2		
0.						3・4		
0.						①・2		
0.						3・4		
0.						1・2		
0.						③・4		

< 年号 >
年号欄の数字は、下の表のとおり記入してください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

(例) 令和5年4月に取得した資産の取得年月は、年号「5」、年「5」、月「4」と記載してください。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

< 摘要 >
当該資産にかかる特記事項がある場合、又は「増加事由」で「4 その他」を選択した場合は、ア～コのような事項を記入してください。
ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示。
(例：申告もれ分)
イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。
(例：特 349 の 3 ①)
ウ 他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月等。
(例：R5.6 港区)
エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。
(例：短縮)
オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。
(例：中古)
カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
(例：増加償却)
キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。
(例：H 20 改正前 10 年)
ク 合併等により受け入れた資産については、その旨の表示。
(例：適格合併による受け入れ)
ケ 贈与、相続等により個人が取得した資産については、その旨の表示。
(例：贈与、相続、遺贈)
コ その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

7 電算処理方式により申告される方へ

(1) 提出に際してのお願い

電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和6年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、ご申告ください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書（評価額、課税標準額等を記入）を添付してください。また、前年度と現年度の取得価額は一致させ、一致しない場合はその理由を備考欄等に明記してください。

(2) 評価額の算出方法

前年度評価額を基礎とする方法	取得価額を基礎とする方法※
10 ページ<評価額の算出方法>をご覧ください。	取得価額 $\times \left[1 - \frac{r}{2} \right]^* \times (1 - r)^{n-1}$

※ 「取得価額を基礎とする方法」の算式は、耐用年数の変更を行った場合には使うことができません。

* 破線枠内の数値処理は、東京都の電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r：耐用年数に応ずる減価率（10 ページ<減価残存率表>をご参照ください。）

n：「当該評価額等を求める年度－取得年次」により算出します（本ページ（例）をご参照ください。）。

評価額の算出について

平成19年度及び平成23年度の税制改正により、法人税及び所得税における減価償却制度が改正されておりますが、固定資産税（償却資産）における評価額の算出方法は従来から変更はありません。そのため、耐用年数に応じた減価率には、10 ページ<減価残存率表>の減価率を用いて評価額を算出してください。

また、評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。なお、評価額は1円の単位まで算出してください。

(例)

評価額を 求める年度	取得年次	n	n-1	備考
令和6年度	昭和63年	6 + 93 - 63 = 36	35	取得年次の年号が昭和の時は「93 (= 63+30)」を加える。
	平成15年	6 + 30 - 15 = 21	20	取得年次の年号が平成の時は30を加える。
	令和5年1月1日	6 - (5 - 1) = 2	1	1月1日取得は、その前年の取得と同じ。
	令和5年1月2日	6 - 5 = 1	0	

(3) 償却資産申告書と種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

申告書等の記入方法は、原則として12～15ページによりますが、以下の点にご注意ください。

<償却資産申告書>

令和6年度 令和6年1月25日 受付印

東京都 新宿 都税事務所長殿 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

住所 (フリガナ) 東京都 新宿 都税事務所長殿 160-0023 新宿区西新宿2丁目8-1

3個人番号又は法人番号 39876543210988 短縮耐用年数の承認 有・無

4事業種目 サービス業 9増加償却の届出 有・無

資産の種類	② 評価額 (注)	③ 決定価格 (注)	④ 課税標準額	⑤ 件数	18 備考(添付書類等)
1 構築物	4,725,000	4,725,000	4,725,000	3	
2 機械及び装置	18,701,364	18,701,364	18,701,364	10	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 及び備品	1,421,475	1,421,475	1,421,475	25	
7 合計	24,847,839	24,847,839	24,847,000	38	

※ 評価額等は1円の単位まで記入してください。ただし、課税標準額の「7 合計」欄は1,000円未満を切り捨ててください。

東京都主税局 石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

番号	記入欄	記入方法
①	氏名コード・CD	東京都で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、 送付した申告書に記載してある氏名コード及びCDを必ず記入してください。 ただし、合併等により法人格に変更がある場合は、旧法人の氏名コード及びCDを記入しないでください。
②	評価額(ホ)	種類別明細書（増加資産・全資産用）の「価額（ハ）」欄の額を資産の種類ごとに合計し、記入してください。
③	決定価格(ヘ)	「評価額（ホ）」欄の合計額を資産の種類ごとに記入してください。
④	課税標準額(ト)	種類別明細書（増加資産・全資産用）の「課税標準額」欄の額を資産の種類ごとに合計し、記入してください。ただし、「7 合計」欄は 1,000円未満を切り捨ててください。
⑤	件数	種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載された 行数を資産の種類ごとに集計し、記入してください。

※ 都税事務所から送付した申告書は、**使用されない場合でも申告の際に添付して下さるようお願いいたします。**

<種類別明細書（増加資産・全資産用）>

行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率	価額(ハ)	課税標準の特例	課税標準額	増加事由
01	123456	1	舗装路面（コンクリート敷）	1	5 5 9	2,700,000	15	0.99	2,508,300		2,508,300	① 2 ③ 4

番号	記入欄	記入方法	
⑥	資産コード	独自に設定した資産コードを記入してください。	
⑦	資産の種類	資産の種類に該当する次の1から6までの数字を記入してください。 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品	
⑧	減価残存率(ク)	10 ページ<減価残存率表>により耐用年数に応ずる減価残存率を記入してください。	
⑨	価額(ハ)	18 ページ「(2) 評価額の算出方法」により算出した評価額を記入してください。	
⑩	課税標準の特例	コード	記入する必要はありません。
		率	課税標準の特例（21 ページ）の適用を受ける資産については、次のように記入してください。 (例) 1/18の特例 → 118 2/3の特例 → 203
⑪	課税標準額	「価額（ハ）」欄の額を記入してください。ただし、課税標準の特例（21 ページ）の適用を受ける資産については、該当資産の評価額に特例率を乗じて得た額 ^(※) を記入してください。 (※) 東京都の電算システムにおいては、1円未満の端数を切り捨てています。	
⑫	増加事由	今回増加した資産のみ、該当しない番号を「*」等で抹消するか、該当する番号を○で囲むか、該当する番号を記入してください。	

※ 資産（行）ごとに、評価額、課税標準額等を記入してください。

8 個人番号・法人番号の記入について

(1) 申告書への記入方法

12～13ページをご参照の上、ご記入ください。

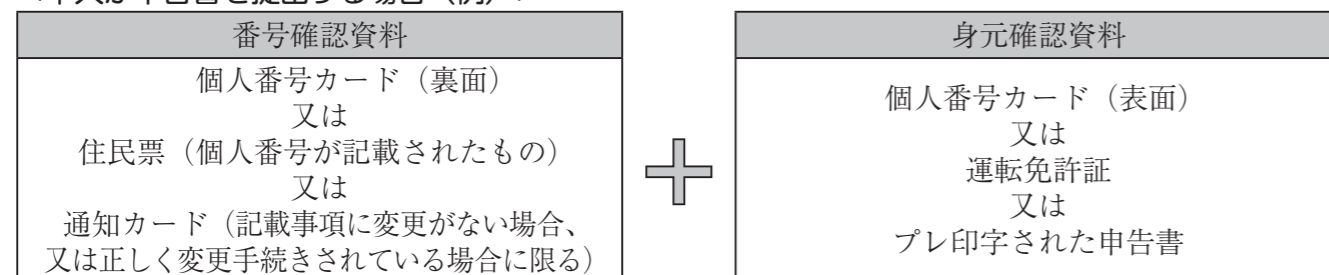
なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

(2) 本人確認資料について

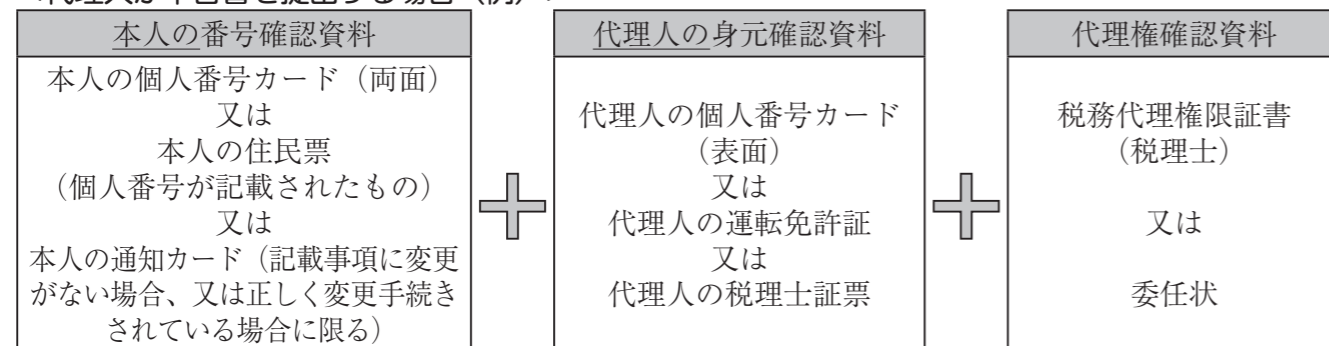
個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送又は電子申告にてご提出される場合は、資料の写し(コピー又はPDFデータ)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合(例)>



<代理人が申告書を提出する場合(例)>



※ 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の場合は、代理人の身元確認資料及び代理権確認資料は不要です(代理人の身元は電子証明書により、代理権は本人の利用者ID利用により確認します)。また、マイナンバー制度施行後(平成28年1月以降)に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合は、本人の番号確認資料についても添付不要です。本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合も添付不要です。

上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページに掲載しています。

(3) 個人番号欄の「*」印字について

東京都主税局においては、本人確認措置の実施による個人番号の取得と併せ、順次システムによる個人番号の収集を行っています(番号法第14条第2項)。

これらにより有効に個人番号を取得できた方については、東京都が配付する申告書に「*」印字がされています。「*」印字がされている方につきましては、申告書ご提出の際に個人番号の記入を省略していただいて差し支えありません。

ただし当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記入が必要である点、ご注意ください。

9 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2、4、5、6、8、9項)、同法附則第14条(第1～2項)、同法附則第14条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」(*1)に必要な事項をご記入の上、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3(第1～33項)、同法第349条の3の4、同法附則第15条(第1～45項)、同法附則第15条の2(第1、2項)、同法附則第15条の3、同法附則第56条(第12、15項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」(*2)に必要な事項をご記入の上、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(例) 内航船舶、外国貿易用コンテナ、公共の危害防止用施設・設備、企業主導型保育事業の用に直接供する資産、先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、東京都都税条例第134条第1項、同条例施行規則第31条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります)。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」(*3)に必要な事項をご記入の上、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

(1)～(3)の主な適用資産については、主税局ホームページでご覧いただけます。

また、(1)～(3)の適用を受けていた資産が適用要件を満たさなくなった場合は、資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。

(連絡先：裏表紙「14 東京都都税事務所一覧表」参照)

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「耐用年数の短縮、増加償却、陳腐化資産の一時償却、耐用年数の確認を適用した償却資産にかかる届書」(*4)に必要な事項をご記入の上、承認通知書若しくは届出書の写しとともにご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

注意 電子申告により申告データを送信される場合も、(*1)から(*4)までの様式及び添付書類は、郵送又は窓口での提出をお願いします。

(*1)から(*4)までの各様式について、主税局ホームページからダウンロードできます。

10 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備につ いては定額法)	原則として、『固定資産評価基準』*に定 める減価率によります。 (10ページ<減価残存率表>をご参照く ださい。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

11 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

12 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(5ページ「2 申告から課税までのながれ」参照)とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

13 申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等(賃借人(テナント)等が取り付けられた場合)、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン等)、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

※ 上の表は、申告の対象となる主な資産の例示です。

申告書のご提出の前に…

- 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記入されていますか？
- 「6 この申告に回答する者の係及び氏名」欄に連絡先は記入されていますか？
- 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- 種類別明細書の各欄(特に取得年月、取得価額、耐用年数)は記入されていますか？
- 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- 控えのご返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？
- 申告書の提出先は、資産の所在する区にある都税事務所(裏表紙参照)にされていますか？